

京都市告示第519号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条に基づき、施設の供用時間及び供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年3月3日

京都市長 門川大作

1 西京極総合運動公園プール施設

平成26年4月27日（日）の供用時間を午前9時から正午まで、平成26年4月29日（火・祝）の供用時間を午前9時から午後5時までとし、平成26年4月1日（火）から4月26日（土）及び4月28日（月）並びに4月30日（水）を供用しない日とする。

（理由）

アイススケートリンクからプールへの転換工事及び指定管理者による当該施設での自主事業実施のため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）